

地域で育てる 地域でつながる
地域学校協働活動のための



奈良市コーディネーター ハンドブック



問い合わせ先

奈良市教育委員会事務局 学校教育部 地域教育課 地域学校連携係
住所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 TEL 0742-34-5366 FAX 0742-34-4764

平成30年3月

奈良市総合コーディネーター連絡会

目次

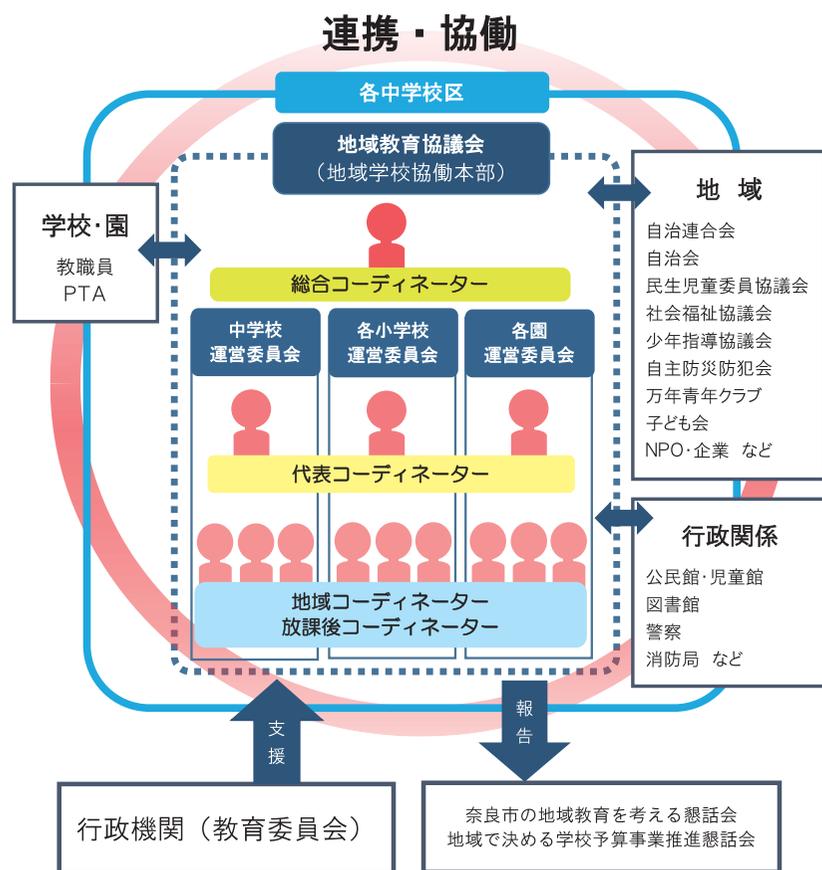
この冊子について	1
奈良市地域教育推進体制について	
地域で決める学校予算事業	3
放課後子ども教室推進事業	4
地域コーディネーターについて	
奈良市の地域コーディネーター	6
地域コーディネーターの役割	7
地域コーディネーターの活動と流れ	8
ある1日の例	9
地域教育協議会の1年	10
地域コーディネーターの声	11
ボランティアについて	
ボランティアの募集	12
奈良市の学校教育	
①基となる法律	13
②奈良市の方針	14
③学校園の教育目標	15
資料編	
奈良市教育推進事業「交流の集い」について	16
活動事例	
地域で決める学校予算事業	17
放課後子ども教室推進事業	19
おわりに	23

奈良市地域教育推進体制について

奈良市では、学校・家庭・地域で子どもたちを育てることを目指し、「奈良市地域学校連携」を推進しています。

この事業は、中学校区に設置された「中学校区地域教育協議会」が実施する「地域で決める学校予算事業」と、小学校に設置された「小学校運営委員会」が実施する「放課後子ども教室」の2本柱から成り立っており、それぞれ地域人材や環境を活かした教育活動を企画・運営しています。【図1】

【図1】奈良市地域教育推進体制 概要図



おわりに

平成20年度に奈良市が、市内全ての中学校区に地域教育協議会の組織を立ち上げ、市民と協働した教育を推進して、はや10年が経過しました。

この間、幅広い地域住民や団体などの参画により、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動が展開されてきました。

平成29年3月には社会教育法の改正及び学習指導要領の改正が行われ、「より良い学校教育を通じてより良い社会をつくる」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す体制が整えられました。

特に地域と学校をつなぐ地域コーディネーターは、地域住民と学校との情報共有や地域住民等への助言を行う役割を担い、事業を推進する上で要となる存在です。

本ハンドブックは地域コーディネーターの役割や望まれる資質・能力を示し、地域コーディネーター活動の手引きとなるよう作成しています。

本市が掲げる教育目標「21世紀の社会をたくましく生き抜く人材の育成」の基本方針、市民と協働した教育を進める「30万人の市民を先生に」を実現していく上で、本冊子が地域コーディネーター活動の参考として活用され、地域学校協働活動が充実・発展することを期待しています。



★奈良市教育委員会事務局 地域教育課では、地域教育推進事業の取組を Twitter および Facebook でも紹介しています。

公式 Twitter https://twitter.com/nara_chikyou



公式 Facebook <https://www.facebook.com/naracity.chiikikyoiuiku/>



推進体制として特徴的な点は、地域教育協議会が中学校区毎に設置され、こども園、幼稚園、小学校、中学校それぞれに組織されている運営委員会で構成されているところです。

この地域教育協議会の設置の礎となったのが、平成20年度より全中学校区で実施した「学校支援地域本部事業」でした。

全中学校区に地域教育協議会が設置されていたことにより、「地域で決める学校予算事業」を全市域で一斉に実施することができました。

地域で決める学校予算事業

学校支援地域本部事業に引き続き、平成22年度より、全ての中学校区で「地域で決める学校予算事業」を地域教育協議会へ委託することにより実施しています。

奈良市教育振興基本計画による「市民と協働した教育を進める『30万人の市民を先生に』」を踏まえ、地域や学校の実態に応じ、地域と学校が連携・協働した事業を推進しています。

これにより、地域ぐるみで子どもたちを守り育て仕組みづくりや地域の教育力の再生と地域コミュニティの活性化を目指しています。



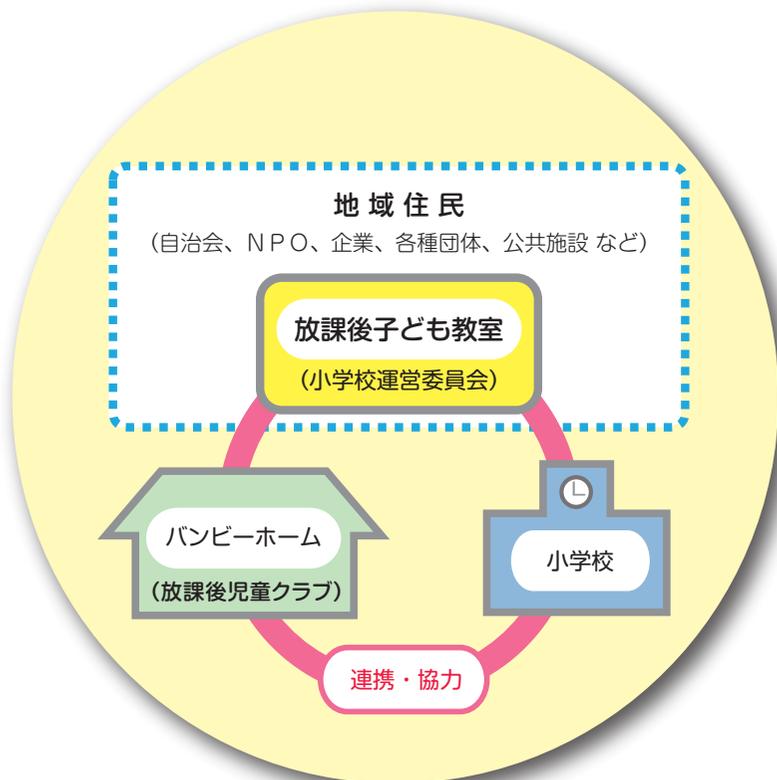
放課後子ども教室推進事業

平成19年度より順次、「放課後子ども教室推進事業」の体制を整え、平成24年度より全ての小学校区で各小学校運営委員会への委託により実施しています。平日の放課後だけでなく土曜・日曜・長期休業日にも開催されており、各社会教育団体と連携しながら取り組んでいます。【図2】

また、国が示す「放課後子ども総合プラン」^{注1}を踏まえ、放課後児童クラブ（バンビーホーム）^{注2}との連携も行っています。

これにより、全ての児童が放課後などの多様な体験・活動を行うことができます。

【図2】放課後子ども教室 概要図



活動例5 多様な地域資源（人材）を活用した取組

3つのプログラムを同時開催

学年齢にあわせ、各種団体・地域の方々が様々な工夫をして取り組んでいます。全体を統括するのはコーディネーターたちです。

地域民生児童委員企画の サンタ人形作り（高学年）

地域の民生児童委員5名がサンタクロースの人形作りの材料を用意し、子どもたち約30名を指導。



地域「女性防災クラブ」による 防災紙芝居（低学年）

女性防災クラブ員6名が防災紙芝居を上演。1～2年生30名が熱心に聞き入りました。



コーディネーターによる 紙飛行機作りとデモン ストレーション（中学年）

コーディネーターが準備した「紙飛行機作り方マニュアル」を参考に、子どもたち26名が紙飛行機を作成。

試し飛行には、ボランティア5名も安全見守りをしています。



ここに掲載した活動事例は、ごく一部です。

本市全中学校区地域教育協議会では、学校園、地域コーディネーター、ボランティアが協働し、子どもたちの多様な体験や学びの機会を創出しています。

活動例3 広い小学校区で、様々な地域の方が協力した取組

高学年を対象にした「ちぎり絵」体験

地域の方々や PTA 保護者、バンビーホーム放課後児童支援員など、子どもを取り巻く様々な大人たちが、児童生徒の体験活動の見守りやサポートを行います。

本市の放課後子ども教室では珍しい4～6年生対象の「ちぎり絵」体験です。

子どもたちは、地域の方に説明と手ほどきを受け、作業を始め、しばらくすると方法が分かり、スピードアップ。時間内に見事なちぎり絵ができました。子どもたちも自分の作品に大満足です。

多くの方々の協力を得て、素晴らしい作品の完成と達成感。

子どもたちは、有意義な時間を過ごすことができました。



活動例4 キャリア教育を目指す取組

子どもたちと共に創る地域の「まつり」

大宮地域最大のイベントであるおまつりに、毎年80名程の子どもたちが、企画や運営のスタッフとして参画する取組です。

30以上ある模擬店に、当番制でお手伝いに入ったり、環境ステーションでゴミの分別を指導したりします。

さらに、放課後子ども教室自主運営テントは、校内にあるコミュニティールームで、コーディネーターと何度も会議を重ね、子どもたち自身が考え決めた模擬店を、自分たちで運営します。会議では、模擬店運営の方法や利益の使われ方、ゴミの処理など様々なことを議論します。

大人と子どもたちが一緒になって考えるこの「キッズニア会議」は、アクティブ・ラーニングの一環として、他のイベントの時にも行っています。



注1 「放課後子ども総合プラン」とは

「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ（奈良市ではバンビーホーム）（注2）」の連携を進めています。全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、文部科学省と厚生労働省が連携して総合的な放課後対策を推進する施策です。

注2 放課後児童クラブ（バンビーホーム）とは

バンビーホームは、保護者等が労働等により昼間家庭にいない世帯の児童の健全な育成を目的に開設されています。授業が終了した放課後及び春・夏・冬休み・土曜日等の学校休業日の家庭に代わる生活の場として、適切な遊びや指導を行っています。奈良市では、全ての小学校区にバンビーホームを開設しています。

地域コーディネーターについて

奈良市の地域コーディネーター

奈良市の地域コーディネーターは、学校と地域をつなぎ、奈良市地域教育推進事業の中心になって活動する方々です。奈良市では、全ての中学校区に地域学校協働本部として地域教育協議会を設置しています。【P2 図1 参照】

このような推進体制により、教育支援活動（放課後学習・読み聞かせ・食育教育補助・福祉体験学習・家庭科授業補助等）、地域との交流活動（地域のお祭りボランティア・防災教育・昔遊び・環境整備など）が活発に実施されています。

事業の要となる「地域コーディネーター」は、各地域教育協議会及び各運営委員会に配置されており、その中でも、各中学校区全体を統括する「総合コーディネーター」が各地域教育協議会に1名、各学校園の運営委員会を統括する「代表コーディネーター」が各1名配置されるなど、地域コーディネーターがチームワークよく活動できるよう組織体制が構築されています。



総合コーディネーター 地域教育協議会に1名

中学校区内学校園と地域・行政への連絡調整を行います。

代表コーディネーター 各学校園運営委員会に1名

学校園と地域・行政への連絡調整等

地域コーディネーター 各協議会・各運営委員会に複数名

地域教育協議会及び所属学校園運営委員会と地域との連絡調整や活動等
小学校で、放課後子ども教室の総合的な調整を行う地域コーディネーターもいます。

放課後子ども教室推進事業

活動例1 大学と連携し、大学生を活用した取組

大学生と遊ぼう（宿題と宝探しゲーム）

この放課後子ども教室では、毎年ある大学の学生たちが、年2回放課後子ども教室を訪問、コーディネーターと打合せをして、子どもたちへの取組を企画・立案・実行します。

子どもたち（約60名）は、大学生18名と教室や図書室で宿題をした後、校内や校庭を駆け回り、大学生と共に宝探しゲームをしました。

右の写真は学生たちがルールを説明しているところです。



活動例2 社会教育施設を利用した取組

茶道体験

子どもたちの出席確認後、公民館へ移動し、茶室で茶道体験をします。日本の伝統文化を子どもたちに学ばせるため、社会教育施設と連携しています。茶道講師は地域の方。毛氈以外の茶道具はすべて講師が準備していただきます。

この放課後子ども教室では、茶道体験以外にも様々な分野で社会教育施設と連携・共催し、子どもたちに多くの体験や学びを提供しています。

《その他の連携例》

- ・「親子ストレッチ体操」奈良市健康増進課
- ・「わくわく！チョウさがし隊」「囲碁教室」
「野鳥観察」「お箏体験教室」公民館
- ・「北部図書館がやってくる・図書館体験」図書館



地域コーディネーターの活動と流れ

下の表は、具体的なコーディネーターの動きを、3つの役割に沿ってまとめたものです。

3つの役割	具体的な働き方
学校内外の連絡調整及びネットワークの構築	<ol style="list-style-type: none"> ①事業所や社会教育施設への依頼や打合せを行う。 ②学校園と地域資源・地域人材の橋渡しをする。 ③学校園と共に支援者へお礼を言う。 <ul style="list-style-type: none"> ・取組の案内や生徒の募集を学校と共に行う。 ・ボランティアの募集と共に、学校教育目標の確認やボランティアとしての順守事項を伝える。
地域と学校が連携・協働するために必要な地域教育資源と人材の発掘	<ol style="list-style-type: none"> ①ボランティアの募集や支援の種類別の登録（例：環境整備・学習支援など） ②日常的に子どもたちに必要な力を考え、様々な地域資源を調査する。 ③地域の各種団体の行事やイベントに参加する。 ④SNSや広報物を手段として、活動を広げる。 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育を視野に入れた事業所や企業・行政施設との連携を計画する。
事業の企画・立案・運営	<ol style="list-style-type: none"> ①教職員との打合せを行う。（取組の目標やねらいを確認） ②ボランティア人材に支援を依頼し、当日の段取りやねらいを説明する。 ③当日、ボランティア人材と共に活動。動きの全体を俯瞰する。 ④取組終了後、学校園やボランティア人材と共に総括や次回へ繋げる課題を意見交換する。 <ul style="list-style-type: none"> ・管理職に取組や事業の方針を確認する。 ・教科担当教職員や学年主任のニーズを聴取する。 ・実施計画の企画立案・職員室との共通理解を行う。

活動事例

地域で決める学校予算事業

活動例1「地域と学校の連携・協働」中学校

地域教育協議会による教職員への研修

地域教育協議会の取組の説明や「めざす子ども像」等を共通理解する目的で行います。

これにより地域学校協働活動への教職員の理解が進みました。

地域教育協議会会長が、中学校区全学校園の新着任教職員に「地域学校協働活動」や「コミュニティ・スクール」について、研修しています。



活動例2「放課後学習」中学校

基礎学力の補充（寺子屋事業）

中学生への学習支援を、教員とボランティア、コーディネーターが、情報を共有し、放課後や長期休業日に継続して実施しています。



活動例3「プレゼンテーション能力や読書活動の推進」中学校

大学生と中学生によるビブリオバトル※の実施

生徒のプレゼンテーション能力を高めるため、大学生3名とともにビブリオバトルを体験します。プレゼンター全員の発表後、聴衆が最も読みたいと思った本に投票し、「チャンプ本」を決めます。

コーディネーター5名、生徒15名、管理職2名、国語教科教職員3名が参加した中学校での取組です。この中学校では、図書館活動やキャリア教育を視野に入れた生徒のプレゼンテーション活動を増やしています。



※ビブリオバトル：発表者が書籍1冊について、聴衆が読みたいくなるようなプレゼンテーションを行うもので、ルールとして書籍の粗筋は説明しません。

奈良市地域教育推進事業「交流の集い」について

「交流の集い」は、平成23年度より「奈良市地域教育推進事業」の成果発表や本事業に関わる全ての方々（地域人材・学校園教職員・行政）の交流を図るために毎年実施されています。他校区の取組を知る中で、地域コーディネーターの学び合いや事業の広報、本事業の持続を図るための次世代コーディネーターの育成などを目指しています。「交流の集い」を行うために、各校区から地域コーディネーター有志が集まり、話し合いを重ねながら開催に向けて準備をします。

第7回「交流の集い」の様子

各協議会のパネル展示



午前の部
子ども体験プログラム



午後の部
熟議

ある1日の例

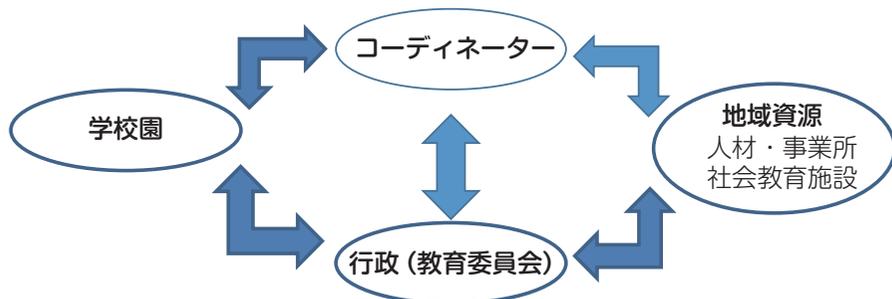
学校生活の1日の流れの中、様々な場面で地域コーディネーターは、学校に必要な支援活動をボランティアの協力を得て行います。

小学校	コーディネーター
登校 8:20～ 朝の自習 朝の会	登校の挨拶運動 朝の自習支援・読み聞かせ（低学年） 低学年の学習準備支援
8:45～ 1時間目 授業 2時間目 3時間目 4時間目	ボランティアとの連絡調整 学校と協働し企画・実行・振り返り 学習支援 ・家庭科調理・裁縫・理科実験の実習補助 ・キャリア教育授業のサポート ・ゲストティーチャー授業支援 ・社会見学の引率サポート ・環境整備事業のサポート
12:25～ 給食 昼休憩 掃除	・給食配膳指導補助 ・掃除指導補助 ・昼休み図書室運営の補助
14:05～ 5時間目 授業 6時間目	放課後学習支援 学校と協働し企画・実行・振り返り
放課後活動 下校	コーディネーターと教職員の打合せ 小学校運営委員会 会議出席 放課後子ども教室開催

地域教育協議会の1年（例）

	事業の流れ	各地域教育協議会の流れ
委託期間開始 4月1日		
春	<ul style="list-style-type: none"> ○事業説明会実施 ○会長・総合コーディネーター会議① ●懇話会開催 (年間2～3回開催) ●総合コーディネーター連絡会 (年間6回程度開催) ●コーディネーター研修実施 (年間5回程度) ●「交流の集い」準備会議開催 (年間5回程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇事業計画書・予算書の作成・提出 ◆地域教育協議会・運営委員会開催 (随時開催) ◆コーディネーター会議 (随時開催) ◆各校区内の取組開始 ◆「交流の集い」準備
夏	<p>年間複数回実施</p> <p>「交流の集い」の開催時期は年によって異なります。</p>	<p>各校区の状況に合わせて随時実施</p> 
秋		
冬	<ul style="list-style-type: none"> ○会計事務の中間検査実施 ○会長・総合コーディネーター会議② ○プレゼンテーションと意見交換会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◇次年度の事業計画検討 (試案・試算の作成・提出) ◇当年度の事業の総括 (報告書・決算書の作成・提出)
委託期間終了		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で決める学校予算 2月末日 ・放課後子ども教室 3月10日 		

※コーディネーターは1年を通じた取組の中で、学校園だけでなく、様々な行政機関や地域資源（ボランティア・企業事業所・社会教育施設など）とのネットワークや連絡調整を行い、教育活動を進めています。



③学校園の教育目標

①、②の基本方針をもとに、学校園ではそれぞれの地域・子どもの実情に応じた学校園教育目標が掲げられ、年間の教育課程（カリキュラム）が計画されます。現在取組が進められている、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は、この学校園教育目標など、学校運営の基本方針に対する地域住民を含む学校を取り巻くいろいろな方々の承認を通して、地域や学校外の多くの大人と目的を共有し、学校教育を豊かなものにする活動をすすめようとするものです。このねらいは平成20年度から奈良市全体で取組を始めた学校支援地域本部（現：地域学校協働本部）事業目的の一つでもあります。子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、学校の抱える課題が複雑化・多様化する中で、両事業の役割は、今後ますます重要となります。

地域コーディネーターの皆さんは、ご自分が担当する学校園がすすめようとしている教育課程を把握することはもちろん、その成り立ちの背景も把握し、学校が大切にしていることや事情も十分理解しておく必要があります。



各学校では、この「学習指導要領」や年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程（カリキュラム）を編成しています。

特に教育要領・学習指導要領の改訂（H29）の際、中央教育審議会の答申では、『**社会に開かれた教育課程**』とし、教育課程（カリキュラム）を社会全体と共有し形作るよう示されています。

②奈良市の方針

「教育大綱」 「奈良市教育振興基本計画」

これらをもとに、奈良市における教育の指針を定めています。大きな教育の柱を「教育大綱」(H26,6)として示し、これを踏まえ平成28年1月に「奈良市教育振興基本計画」を策定しました。ここでは、平成32年までの5年間で奈良市において取り組むべき教育施策を明らかにしています。
(奈良市 HP に掲載)

◇奈良市教育振興基本計画における地域教育推進事業の位置づけ

【目標】21世紀の社会をたくましく生き抜く人材の育成

【基本方針5】市民と協働した教育を進める「30万人の市民を先生に」

学校と地域が連携・協働し、児童生徒や学校における課題を地域ぐるみで解決していく体制づくりが必要です。地域教育協議会（地域学校協働本部）を全市で展開している強みを生かしながら、「放課後子ども総合プラン(P5注1)」「コミュニティ・スクール」などの仕組みづくりも含め、地域ぐるみですべての児童生徒を守り育てる教育を進めます。

地域コーディネーターの声

奈良市では現在、地域コーディネーターが400名近く活動しています。その活動内容は地域や学校園によってそれぞれ異なります。

しかし地域コーディネーターの思いは、同じです。特別な資格は要りません。子どもたちが健やかに育ってほしい、温かく見守りたい…そんな気持ちがあればよいのです。



経験豊富なコーディネーターの視点

活動の中で見えてきた課題や問題は、学校や地域ボランティアに伝えて共通理解を図りましょう。一人ではなく、チームで報告・連絡・相談し、楽しく活動を続けましょう。

「地域の子どものための伸ばしたい力は何か？」

「この地域に必要なものは何か？」

「学校の教育目標は何か？」

こうしたことを考えて活動しましょう。

ボランティアについて

ボランティアの募集

●ボランティアを発掘するには

地域コーディネーターが企画立案した事業は、多くのボランティアの参加・協力のもと、実施されます。地域人材発掘のアンテナをもっておきましょう。

- ・口コミで信頼できる方をスカウトする。
- ・地域活動に参加し発掘する。
- ・学校と相談しながら保護者や地域住民に募集チラシを配布する。
- ・公民館や地域の様々な団体から情報を得る。
- ・募集チラシの配布など。

●ボランティアに適している人とは？【例】

特技をもっている

地域活動をしている

公民館などで自主グループ活動をしている

会計事務ができる
草木の栽培が好き

自治会の役員をしている
子ども会で活動していた

手芸講座を仲間と公民館で行っている
読み聞かせグループで朗読の練習をしている

子どもが好き、子どもを温かく見守りたい

●ボランティア募集から実施の流れ

学校園の
ニーズを聴取

ニーズにあった
ボランティアの募集

ボランティア登録
をお願いする

ボランティアとの
事前打合せ（学校
園のニーズを伝える）

取組の実施

振り返り

●ボランティアに活動のルールを示しましょう

ボランティアの仕事を明確にし、連携するために必要な「活動のルール例」

- ・子どもたちとボランティアのみなさんの「安全第一」をつねに心掛けましょう。
- ・遅刻や欠席をされる場合は連絡をしてください。
- ・学校の教育目標や指導方針を尊重して活動してください。
- ・思想的に中立の立場で接し、政治、宗教、営利活動はご遠慮ください。
- ・個人情報の取扱いに注意し、絶対外部に漏らさないようにしてください。
- ・子どもを比較評価しないように心がけ、公正な態度で接してください。
- ・子どもの人権に配慮し、過度の批判的言動などはご遠慮ください。
- ・子どもの前で、教職員や保護者の評価や批評をするのは避けましょう。

奈良市の学校教育

奈良市内の公立各学校園の教育方針や目標は、法律に定められた事柄をもとに、地域、学校園の子どもの実情に応じて、それぞれの組織で定められています。

①基となる法律

『教育基本法』

日本の教育の理念・目的、さらに我々大人の子どもの教育に対する義務や責任が明記されています。全18条からなる法律です。是非、目を通してください。（文部科学省 HP に掲載）

その他

「学校教育法」

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

「教育職員免許法及び教育公務員特例法」

（これらをまとめて教育三法といいます。）

などがあります。

「教育要領」

「学習指導要領」

また、「教育要領（幼稚園）」「学習指導要領（小中高）」は、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めています。

また、これとは別に、学校教育法施行規則で、例えば小・中学校の教科等の年間の標準授業時数等が定められています。